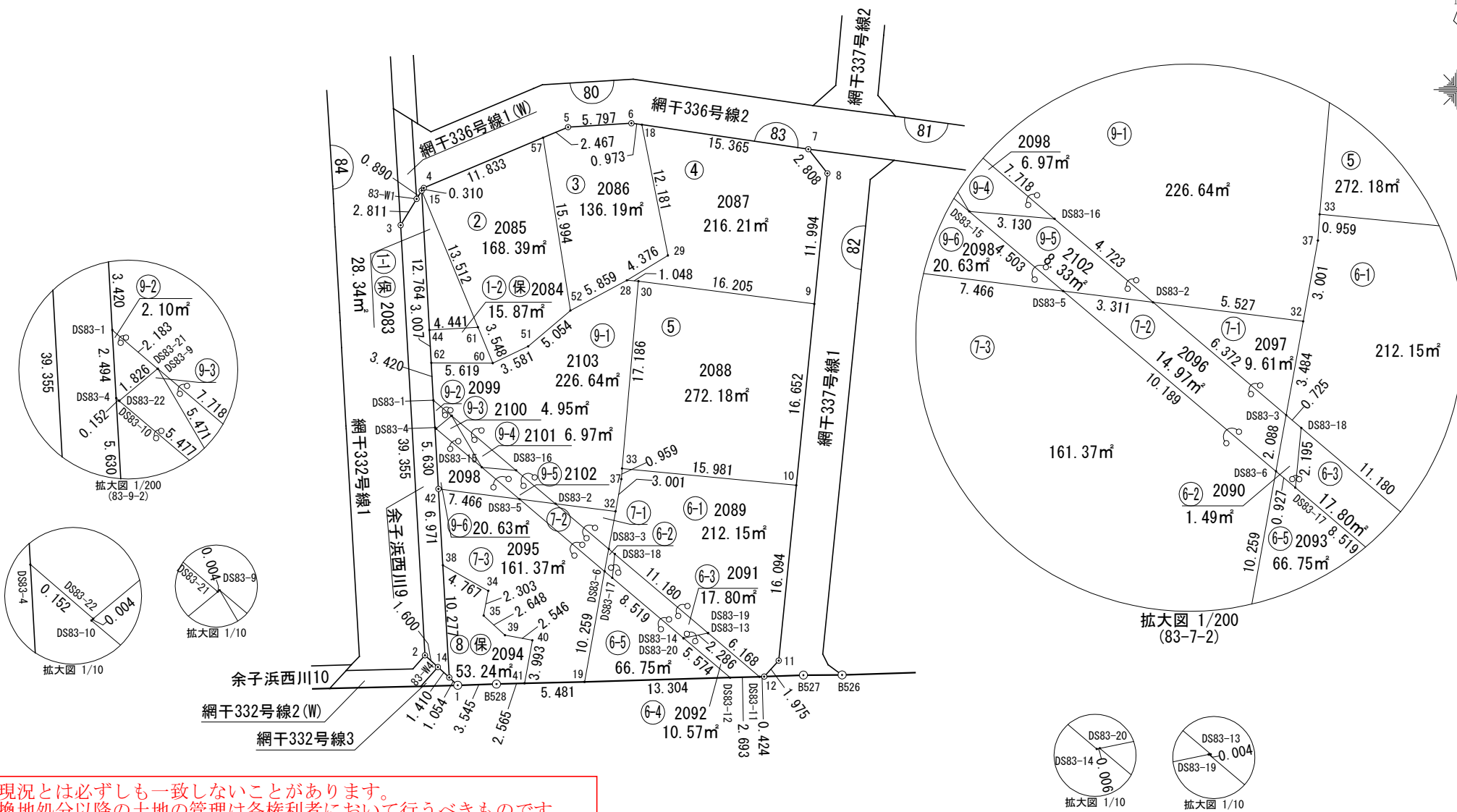


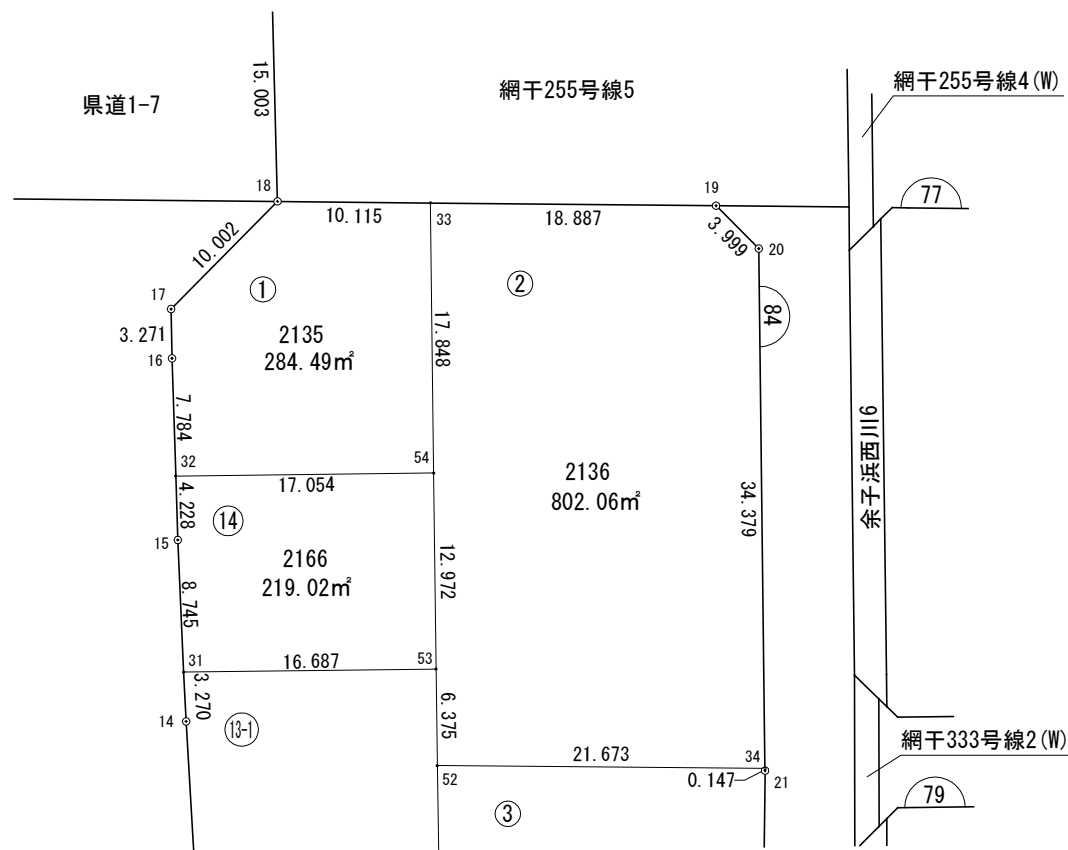
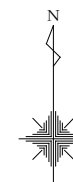
8 3 街区

S=1 : 500



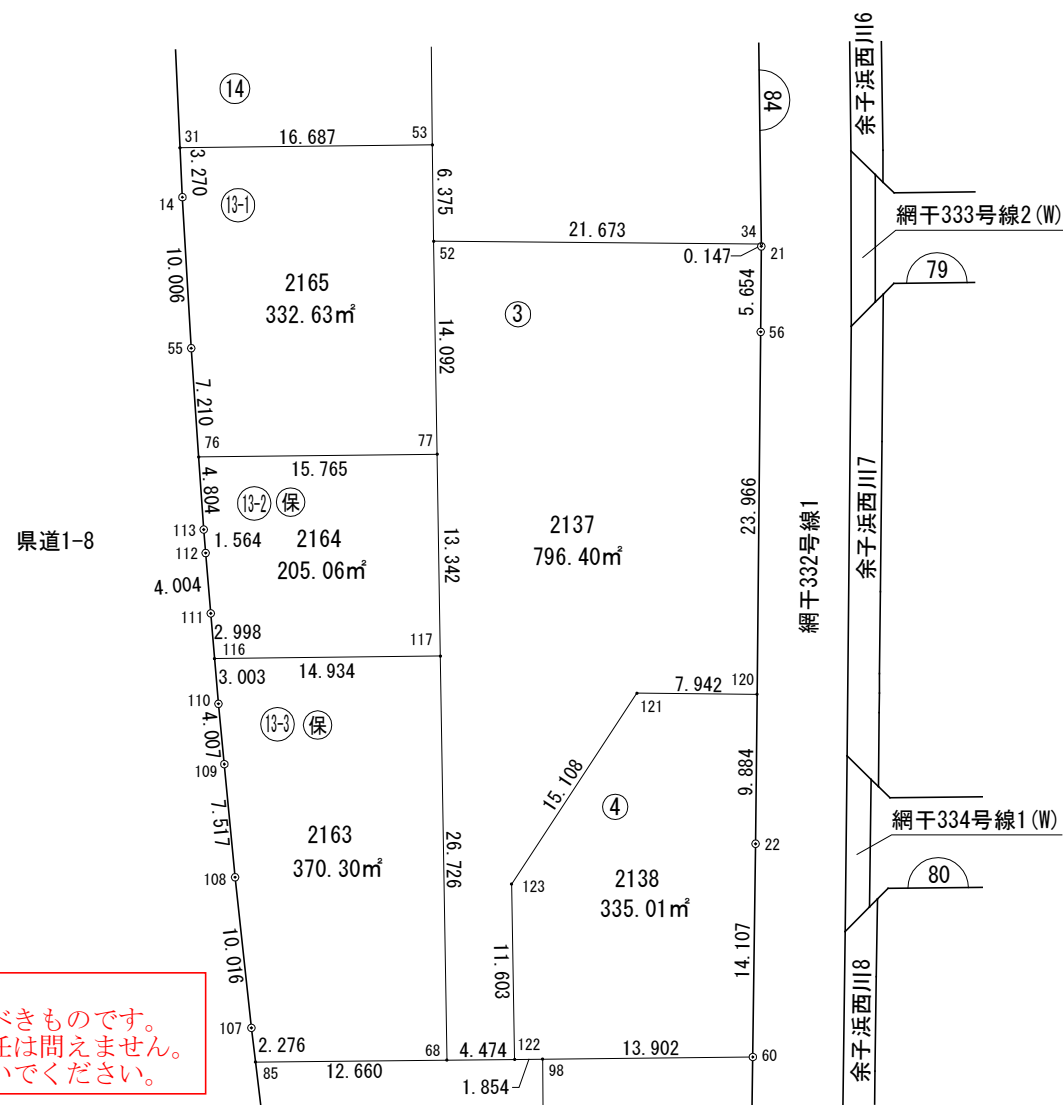
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



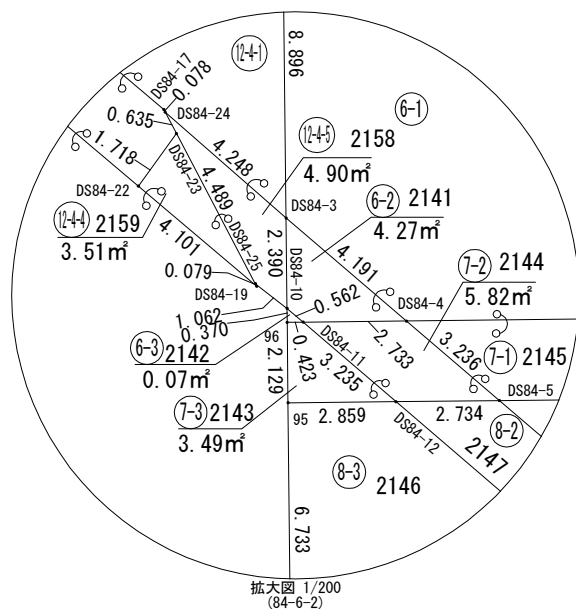
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



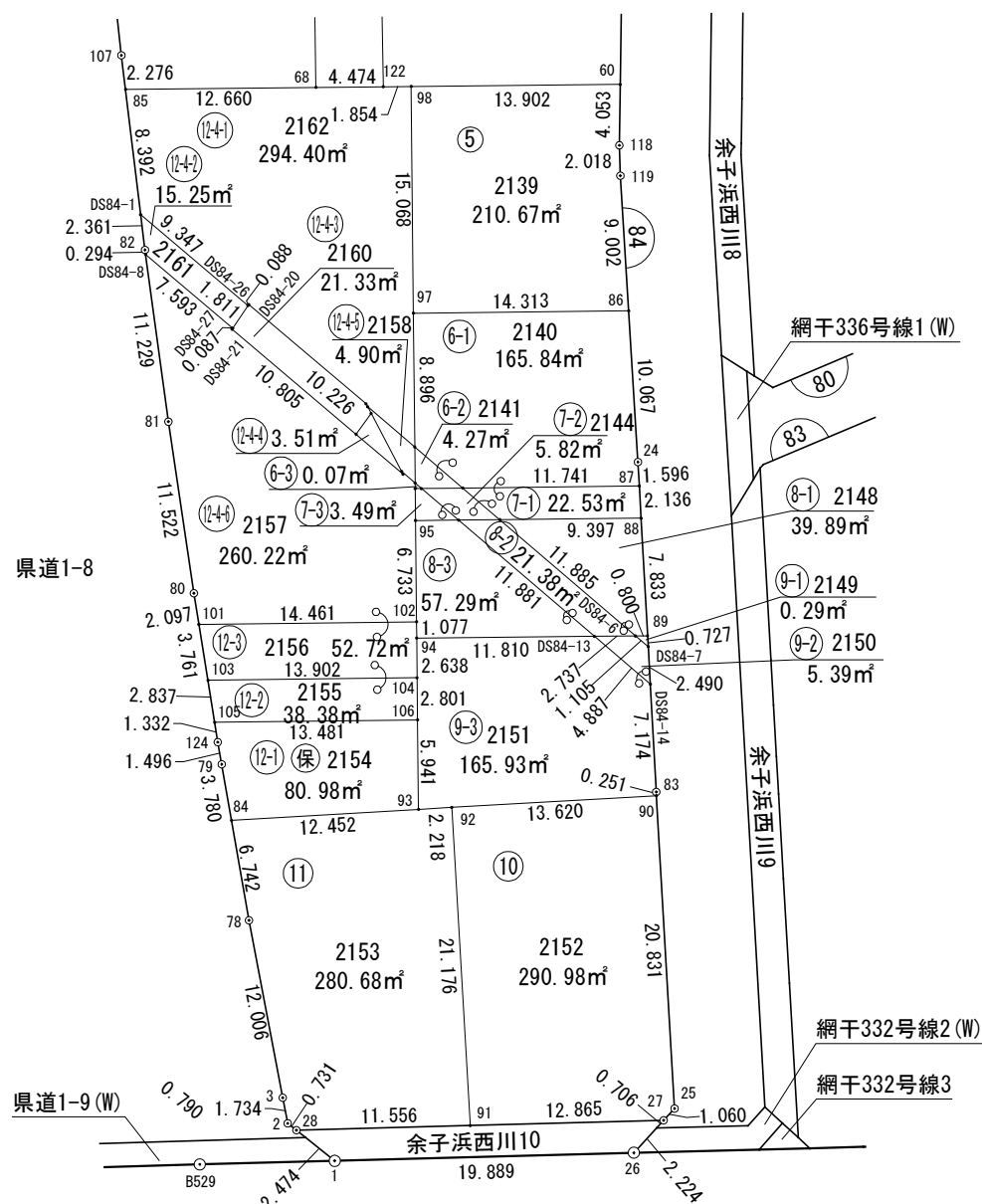
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



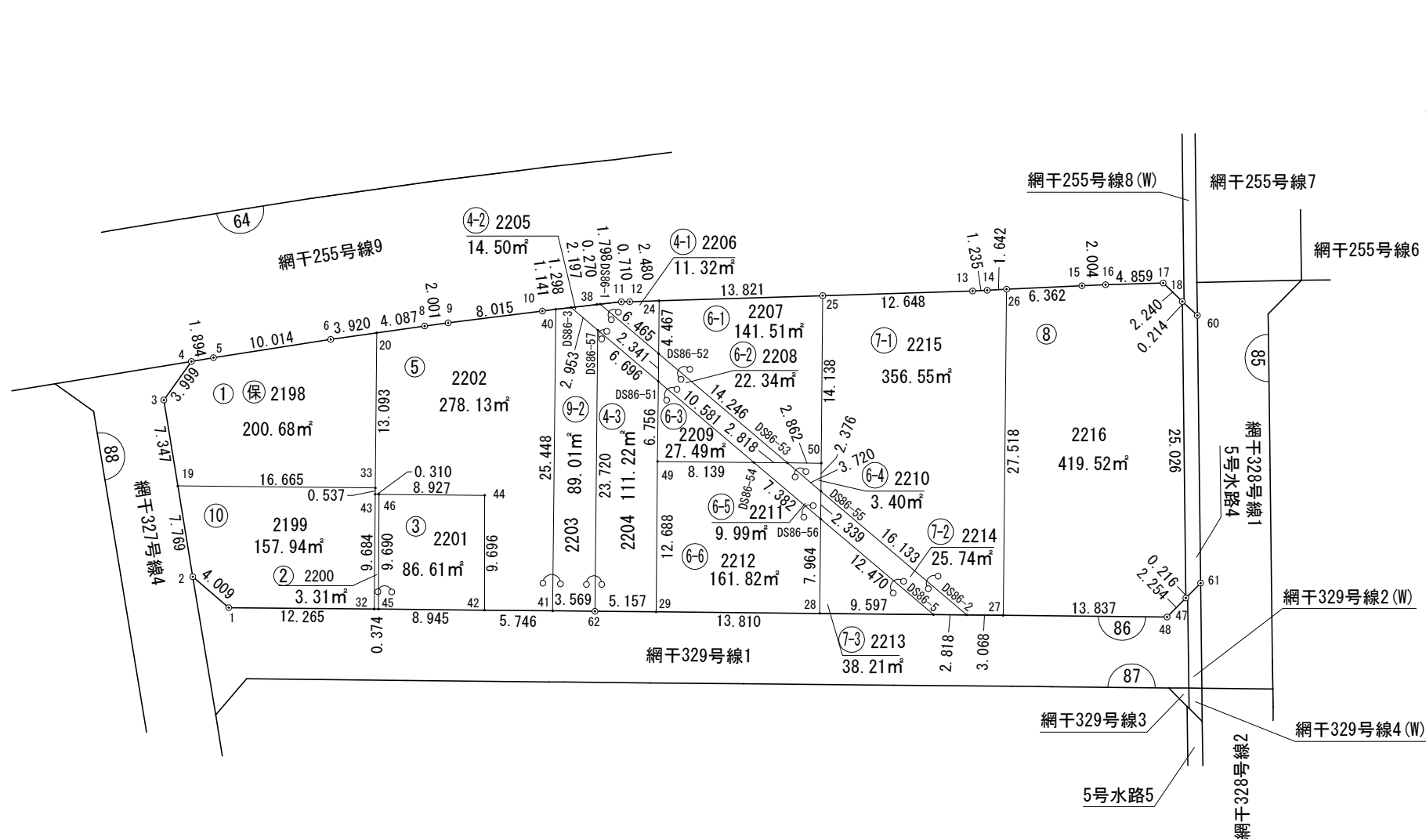
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



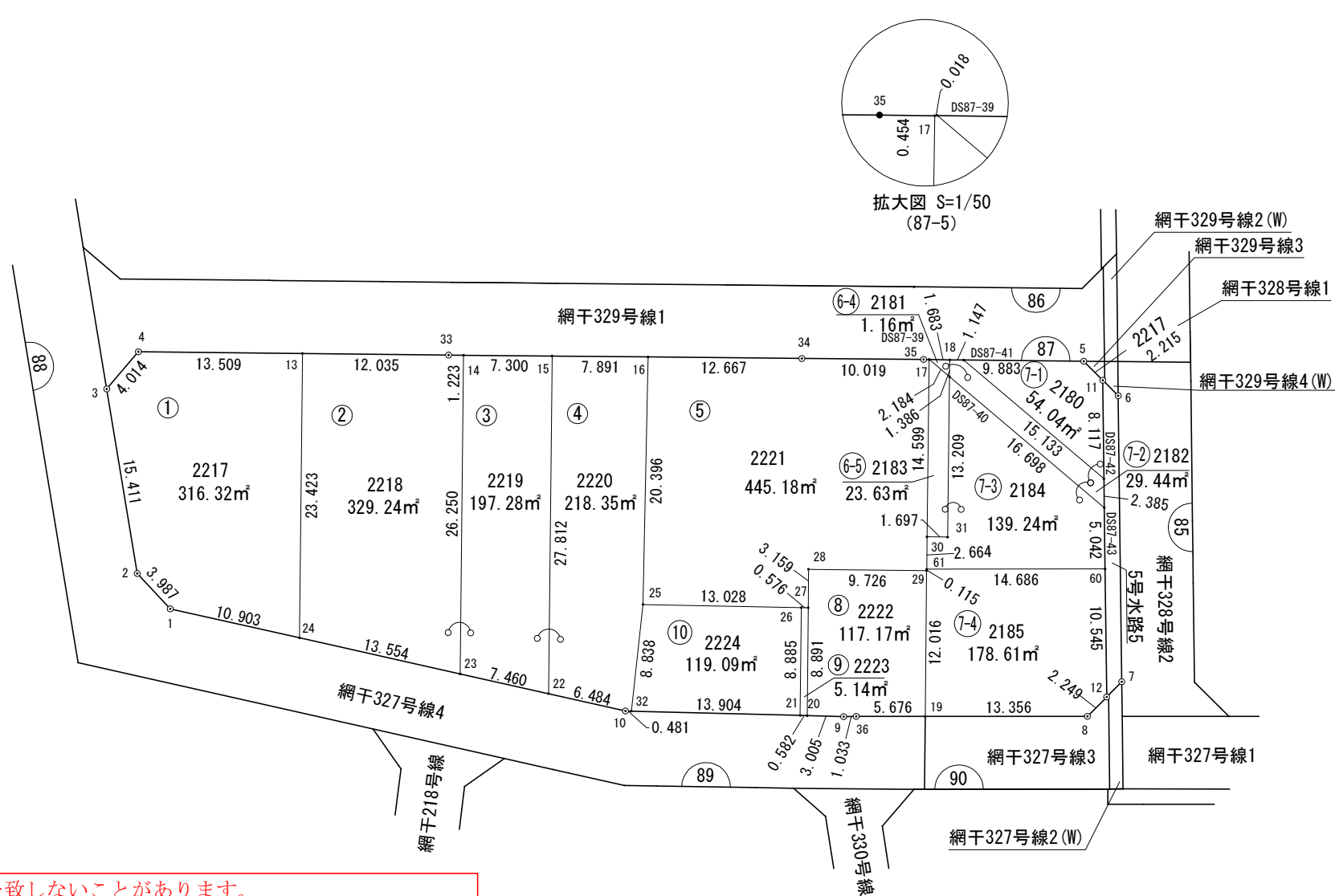
S=1 : 500

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。

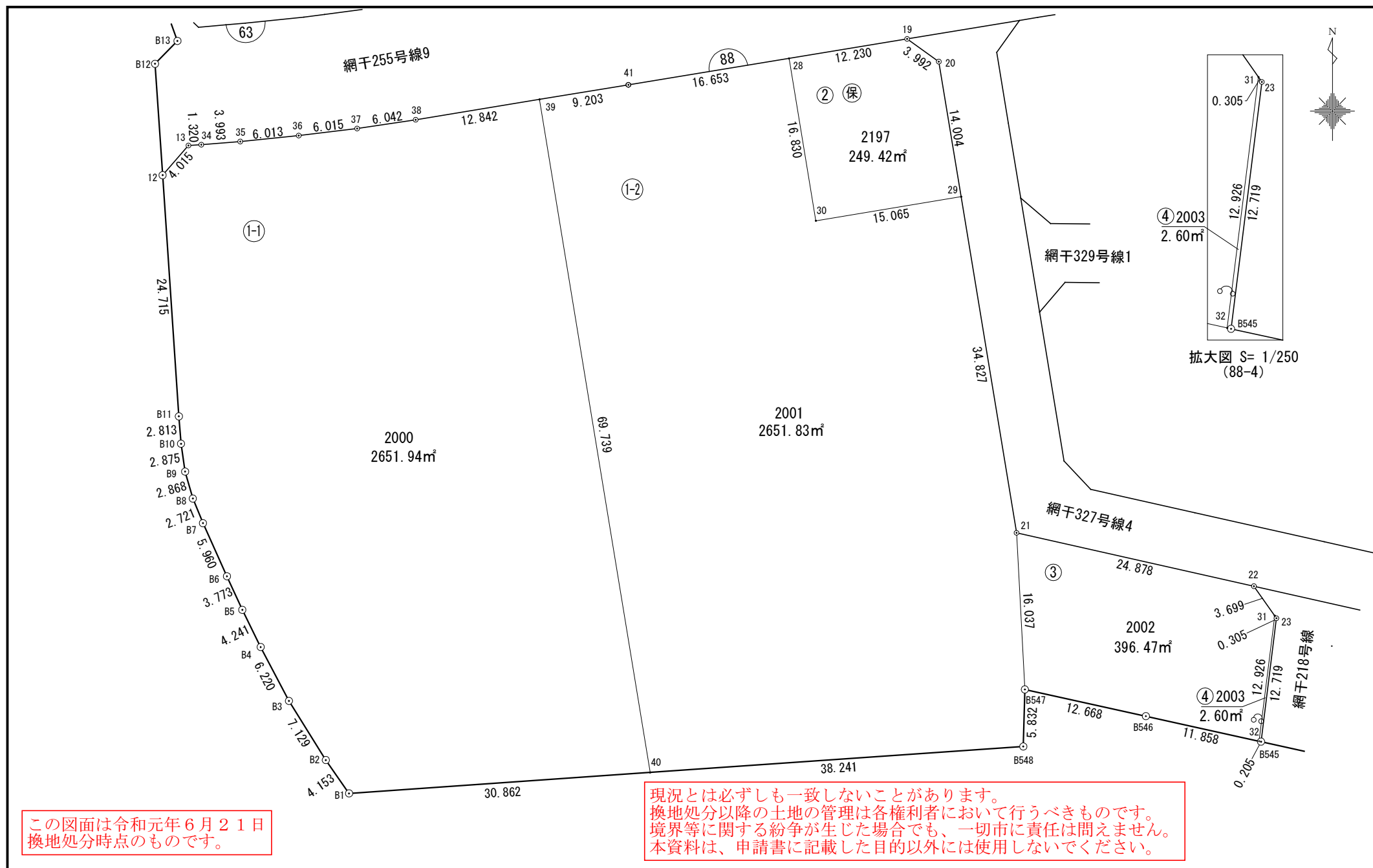


現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。

88 街区

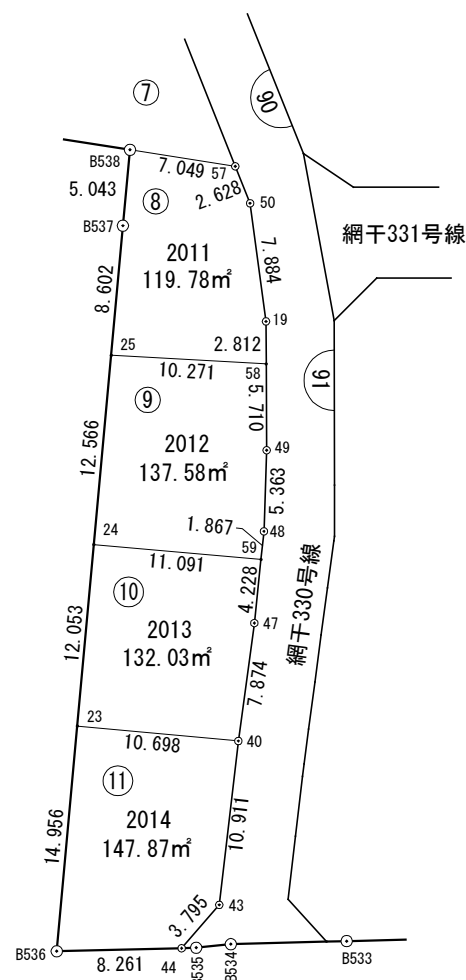
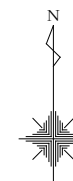
S=1 : 500





現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。

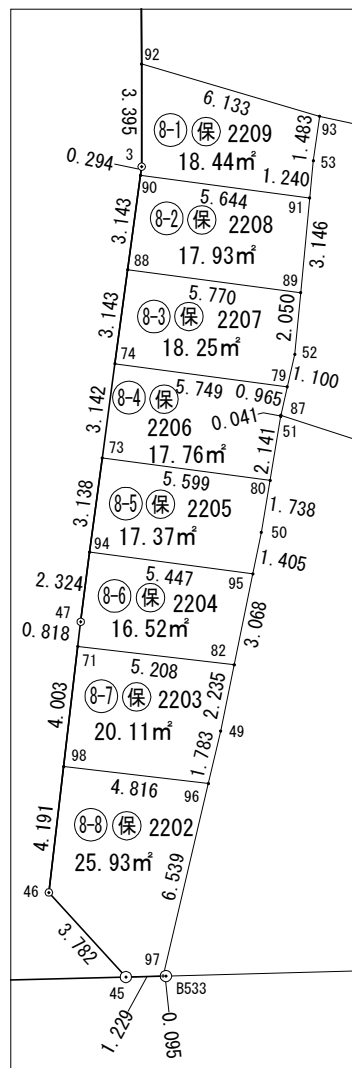


現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

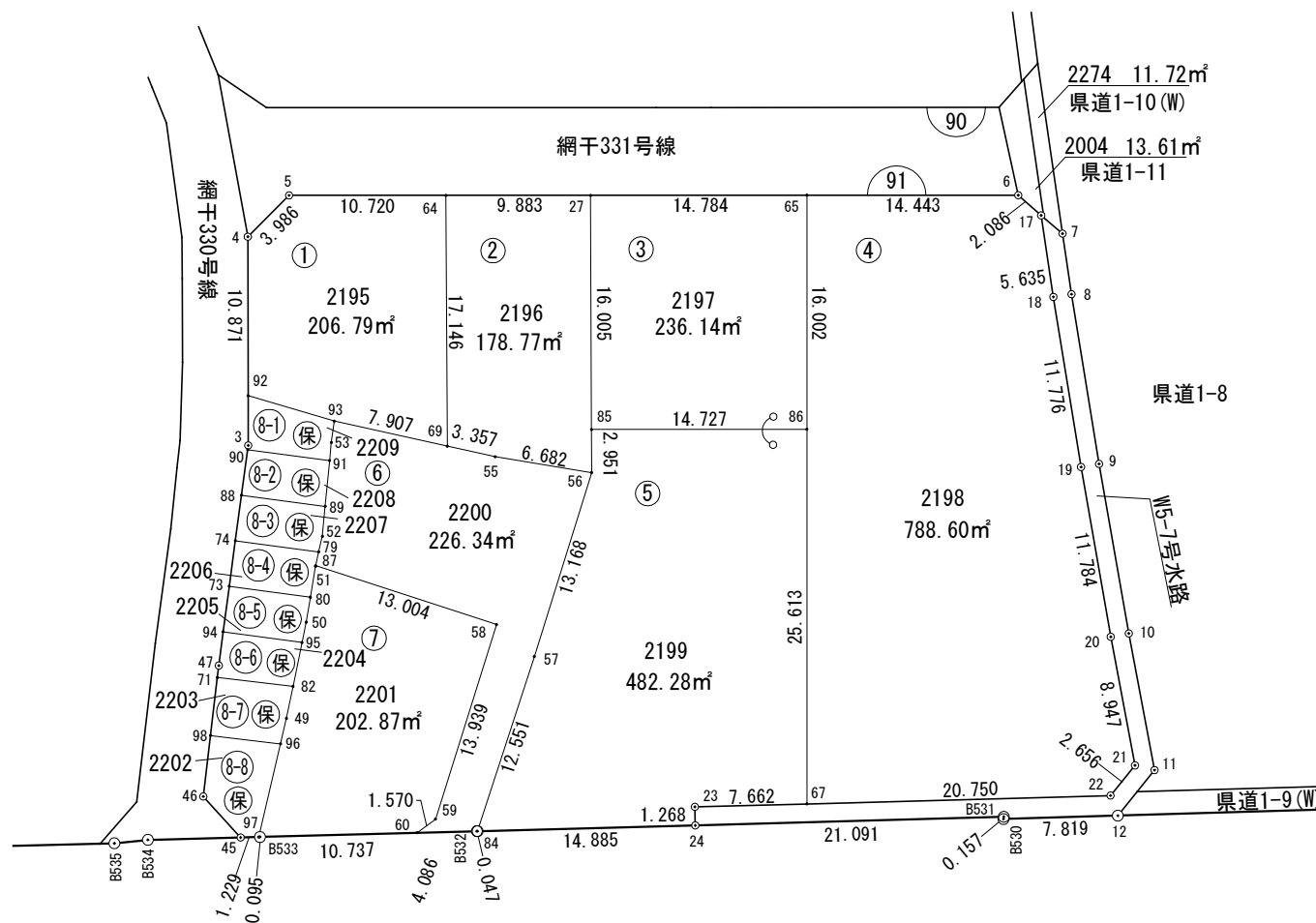
この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。

中播都市計画事業垣内津市場土地区画整理事業 画地出来形確認測量図 9 1 街区

S=1:500

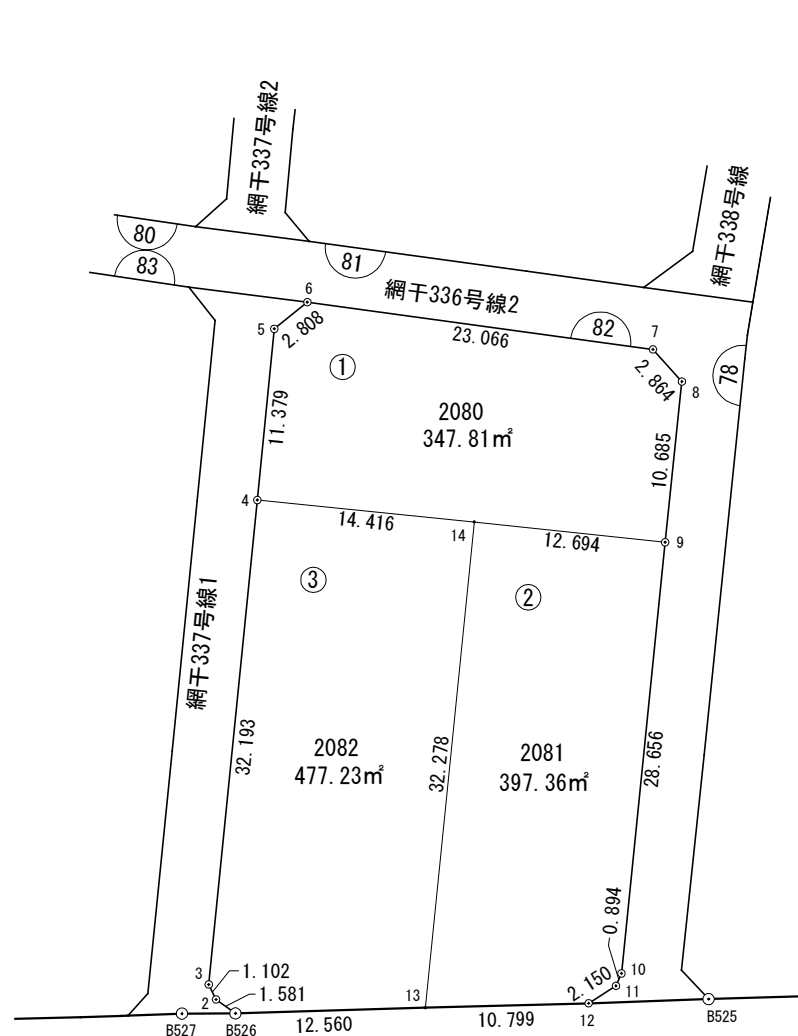


拡大図 S= 1/250
(91-8-1)



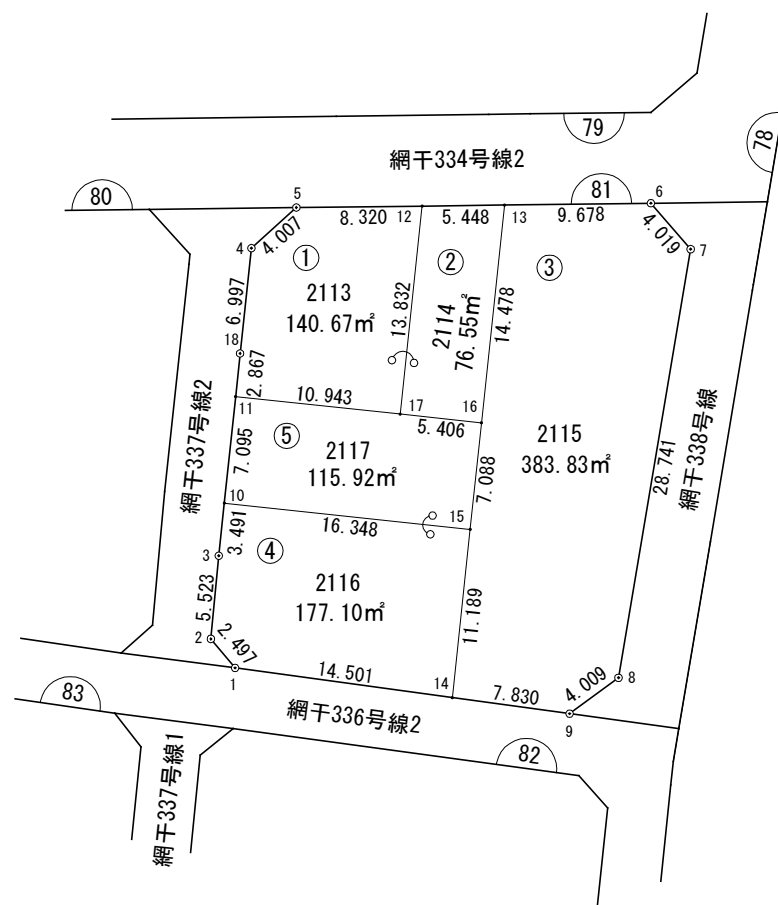
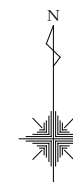
この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。